



## お手続きリスト

お手続き		期限の目安	窓口・問い合わせ先	No.
<input type="checkbox"/>	戸籍のご請求	死亡届の受理後 7開庁日以降	市民課 窓口証明係	1
<input type="checkbox"/>	世帯主を変更する	14日以内	市民課 窓口証明係	2
<input type="checkbox"/>	印鑑登録を抹消する	お手続き不要	市民課 窓口証明係	3
<input type="checkbox"/>	マイナンバーカードを返却する	お手続き不要	市民課 窓口証明係	4
<input type="checkbox"/>	年金	支給されていた方	詳しくは国保年金課 年金係へお問合せください。	5
		支給される前の方	詳しくは国保年金課 年金係へお問合せください。	6
<input type="checkbox"/>	国民健康保険	資格喪失の手続き	14日以内 国保年金課 国保管理係	7
		葬祭費の支給申請	14日以内 国保年金課 国保管理係	8
		世帯主変更	14日以内 国保年金課 国保管理係	9
<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療	資格喪失の手続き	14日以内 国保年金課 後期高齢者医療係	10
		葬祭費の支給申請	14日以内 国保年金課 後期高齢者医療係	11
		相続人の申立て	14日以内 国保年金課 後期高齢者医療係	12
<input type="checkbox"/>	介護保険	資格喪失の手続き	14日以内 高齢者支援課 賦課給付係	13
		相続人代表者の指定	14日以内 高齢者支援課 賦課給付係	14
<input type="checkbox"/>	各種手帳を返還する	1か月以内	福祉課 福祉第二係	15
<input type="checkbox"/>	児童手当の手続き	15日以内	こども政策課 家庭福祉・給付係	16
<input type="checkbox"/>	公営住宅の手続き	14日以内	建築住宅課 公営住宅係	17
<input type="checkbox"/>	原付、小型特殊自動車の手続き	30日以内	税務課 税制・法人市民税係	18
<input type="checkbox"/>	固定資産、軽自動車の手続き	30日以内	固定資産:税務課 土地係、家屋・償却資産係 軽自動車:税務課 税制・法人市民税係	19
<input type="checkbox"/>	市民税・県民税の手続き	30日以内	税務課 個人市民税係	20
<input type="checkbox"/>	農地相続を届け出る	10か月以内	農業委員会事務局 農地係	21
<input type="checkbox"/>	農業者年金の手続き	30日以内	農業委員会事務局 農政係	22
<input type="checkbox"/>	森林の土地の所有者を変更する	土地の所有者と なって90日以内	農林水産整備課 林業水産係	23
<input type="checkbox"/>	浄化槽の手続き	30日以内	生活排水対策課 推進係	24
<input type="checkbox"/>	し尿のくみ取りの手続き	15日以内	生活環境課 衛生環境係	25
<input type="checkbox"/>	ガス・水道の手続き	15日以内	ガス水道局 料金センター	26
<input type="checkbox"/>	土地や家屋の登記手続き	期限はありません	法務局 上越支局	27
<input type="checkbox"/>	外国籍の方の手続き	各国の大使館にお問い合わせください。		
<input type="checkbox"/>	市税等の振替口座変更	各金融機関の窓口でお申し込みください。		

# ① 亡くなられた方の戸籍謄本などのご請求

市民課 窓口証明係

☎ 025-520-5685

お手続きできる方	同じ戸籍に入っている方、亡くなられた方の祖父母、父母、子、孫など 故人との関係によっては、委任状が必要になる場合があります。	交付の目安 死亡届の受理後、 7開庁日以降
必要なもの	請求をする方の身分を証明できるもの（マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証など）	

# ② 世帯主が亡くなられたとき

市民課 窓口証明係

☎ 025-520-5685

対象となる方	残った世帯員が2人以上の場合は、世帯主変更の手続きが必要です。	お手続きの目安 14日以内
お手続き	世帯主変更届	
お手続きできる方	新しい世帯主の方	
必要なもの	手続きをする方（同じ世帯の方）の身分を証明できるもの（免許証、健康保険証など）	

# ③ 印鑑登録の抹消

市民課 窓口証明係

☎ 025-520-5685

対象となる方	印鑑登録をされていた方
お手続き	手続きは必要ありません。印鑑登録は抹消されます。

# ④ マイナンバーカードのお手続き

市民課 窓口証明係

☎ 025-520-5826

対象となる方	マイナンバーカードをお持ちになっていた方
お手続き	手続きは必要ありません。カードは無効になります。（通知カードも同じです） マイナンバーが必要になる場合がありますので、しばらくの間、保管することをおすすめします。

# ⑤ 年金を受給されていた方

国保年金課 年金係

☎ 025-520-5716

お手続き	未支給年金や遺族年金が支給される場合があります。加入されていた年金などにより手続きが異なりますので、国保年金課窓口でご案内します。	国保年金課年金係へ お問合せください。
------	---	------------------------

# ⑥ 年金を受給される前の方

国保年金課 年金係

☎ 025-520-5716

お手続き	遺族年金や寡婦年金、死亡一時金が支給される場合があります。加入されていた年金などにより手続きが異なりますので、国保年金課窓口でご案内します。	国保年金課年金係へ お問合せください。
------	--	------------------------

# 国民健康保険に加入されていた方

国保年金課 国保管理係

☎ 025-520-5714

## ⑦ 資格喪失

お手続き	国民健康保険被保険者証、各種認定証の返却、送付先変更届	お手続きの目安 14日以内
お手続きできる方	ご遺族	
必要なもの	国民健康保険被保険者証、手続きをする方（同じ世帯の方）の身分を証明できるもの（免許証、健康保険証など）、限度額適用認定証、特定疾病療養受療証など	

## ⑧ 葬祭費支給申請

お手続き	葬祭費の支給申請	お手続きの目安 14日以内
お手続きできる方	喪主	
必要なもの	国民健康保険被保険者証、喪主の預金通帳（※喪主の方が第三者の場合は、会葬礼状・埋火葬許可証・葬儀代の領収書のうちいずれかの書類）	

## ⑨ 世帯主変更

対象となる方	世帯主が亡くなられた場合で、同じ世帯の方が国民健康保険被保険者証を持っている場合	お手続きの目安 14日以内
お手続き	被保険者証の世帯主欄の変更届	
お手続きできる方	新世帯主	
必要なもの	国民健康保険に加入されている方全員の国民健康保険被保険者証	

10 資格喪失

お手続き	こうきこうれいしゃいりょうひほけんしゃしやう かくしゆにんていしやう へんきやく 後期高齢者医療被保険者証、各種認定証の返却	お手続きの目安
お手続きできる方	いぞく ご遺族	14日以内
必要なもの	こうきこうれいしゃいりょうひほけんしゃしやう げんどがくてきやう ひやうじゆんかたんがくげんがくにんていしやう とくていしつべいりやうようじゆりやうしやう 後期高齢者医療被保険者証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証など	

11 葬祭費支給申請

お手続き	そうさいひ しきやうしんせい 葬祭費の支給申請	お手続きの目安
お手続きできる方	もしゆ 喪主	14日以内
必要なもの	こうきこうれいしゃいりょうひほけんしゃしやう もしゆ よきんつうちやう もしゆ かた だいさんしや ばあい かいそう 後期高齢者医療被保険者証、喪主の預金通帳（※喪主の方が第三者の場合は、会葬 れいじやう まいか そうきよかしやう そうぎだい りやうしゆうしよ 礼状・埋火葬許可証・葬儀代の領収書のうちのいずれかの書類）	

12 相続人申立

お手続き	そうぞくにんもうしたてしよ ていしゆつ 相続人申立書の提出	お手続きの目安
お手続きできる方	そうぞくにん 相続人	14日以内
必要なもの	こうきこうれいしゃいりょうひほけんしゃしやう そうぞくにん よきんつうちやう 後期高齢者医療被保険者証、相続人の方の預金通帳	

13 資格喪失

お手続き	かいごほけんひほけんしゃしやう へんきやく 介護保険被保険者証の返却	お手続きの目安
お手続きできる方	いぞく ご遺族	14日以内
必要なもの	かいごほけんひほけんしゃしやう みどりいろ 介護保険被保険者証（緑色）	

14 相続人代表者指定等に関する届出

お手続き	そうぞくにんだいひやうしや していどう かん とどけでしよ ていしゆつ 相続人代表者指定等に関する届出書の提出	お手続きの目安
お手続きできる方	そうぞくにん 相続人	14日以内
必要なもの	そうぞくにんだいひやうしや かた こうざ わ ちよきんつうちやう 相続人代表者の方の口座が分かるもの（預貯金通帳など）	

15 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

お手続き	てちやう へんきやく 手帳の返却	お手続きの目安
お手続きできる方	いぞく ご遺族	1か月以内
必要なもの	しんたいしやうがいはてちやう りやういくてちやう せいしんしやうがいはほけんふくしてちやう 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳	

16 高校生以下のお子様がいる方

お手続き	じどうてあて てつづ ひつやう ばあい 児童手当などの手続きが必要な場合があります。	お手続きの目安
お手続きできる方	いぞく ご遺族	15日以内
必要なもの	てつづ ひつやう ひつやう こと か かくにん 手続きによって必要なものが異なりますので、こども課にご確認ください。	

17 公営住宅に入居されていた方

お手続き	にゆうきよしんぞくいどうとどけ にゆうきよしやうけいしやうにんしんせい 入居親族異動届、入居承継承認申請など	お手続きの目安
お手続きできる方	どうきよ かにてい べつきよ しんぞく 同居している方、別居の親族など	14日以内
その他	けんちくじゆうたくか かくにん 建築住宅課へご確認ください。	

18 原動機付き自転車、小型特殊自動車をお持ちの方

お手続き	めいぎへんこう はいしや 名義変更・廃車など	お手続きの目安
お手続きできる方	そうぞくにん 相続人	30日以内
必要なもの	てつづ ひつやう こと ぜいむか かくにん 手続きによって必要なものが異なりますので、税務課にご確認ください。	

こていしさん ぜいむか  
固定資産:税務課

とちがかり  
土地係

☎ 025-520-5651

かおく しようきやくしんがかり  
家屋・償却資産係

☎ 025-520-5652

けいじどうしゃ ぜいむか  
軽自動車:税務課

ぜいせい ほうじんしんぜいがかり  
税制・法人市民税係

☎ 025-520-5649

### 19 固定資産や軽自動車をお持ちの方

お手続き	そうぞくにんだいひようしゃしていとどけ ていしゆつ 相続人代表者指定届の提出	お手続きの目安 30日以内
お手続きできる方	そうぞくにん 相続人	
その他	していとどけ しよるい ぜいむかまどぐち はいふ 指定届の書類は税務課窓口で配布しているほか、市ホームページからダウンロードできます。	

### 20 市民税・県民税を納税されていた方

ぜいむか  
税務課

こじんしんしんぜいがかり  
個人市民税係

☎ 025-520-5650

お手続き	そうぞくにんだいひようしゃしていとどけ ていしゆつ 相続人代表者指定届の提出	お手続きの目安 30日以内
お手続きできる方	そうぞくにん 相続人	
その他	していとどけ しよるい ぜいむか はいふ 指定届の書類は税務課で配布しているほか、市ホームページからダウンロードできます。	

### 21 農地を相続された方

のうぎよういんかいじむきょく  
農業委員会事務局

のうちがかり  
農地係

☎ 025-520-5812

お手続き	そうぞく のうち けんり しゆとく とどけで 相続により農地の権利を取得した届出	お手続きの目安 10か月以内
お手続きできる方	のうち しよゆうしゃ ほう 農地の所有者となった方	
必要なもの	のうぎよういんかいじむきょく かくくちゆうざいしつ かくにん 農業委員会事務局、各区駐在室へご確認ください。	

### 22 農業者年金を受給されていた・する前の方

のうぎよういんかいじむきょく  
農業委員会事務局

のうせいかかり  
農政係

☎ 025-520-5813

お手続き	のうぎようしゃねんきんしほうかんけいしゆていしゆつ 農業者年金死亡関係届出書を最寄りのJA支店へ提出	お手続きの目安 30日以内
お手続きできる方	のうぎようしゃねんきん かにゆう かたまた じゆきゆう かつ いぞく 農業者年金に加入されていた方又は受給されていた方のご遺族	
必要なもの	のうぎよういんかいじむきょく かくくちゆうざいしつまた してん かくにん 農業委員会事務局、各区駐在室又はJA支店へご確認ください。	

### 23 森林の土地を相続された方

のうりんすいさんせいびか  
農林水産整備課

りんぎょうすいさんかかり  
林業水産係

☎ 025-520-5759

お手続き	しんりん とち しよゆうしゃとどけで 森林の土地の所有者届出	お手続きの目安 土地の所有者 となった日から 90日以内
お手続きできる方	しんりん とち しよゆうしゃ かつ 森林の土地の所有者となった方	
必要なもの	のうりんすいさんせいびか かくにん 農林水産整備課にご確認ください。	

### 24 浄化槽を使用されていた方

せいかつはいすいたいさくか  
生活排水対策課

すいしんがかり  
推進係

☎ 025-520-5794

お手続き	めいぎへんこう しようはいし 名義変更または使用廃止	お手続きの目安 30日以内
お手続きできる方	どうきよ かつ いぞく 同居していた方、ご遺族など	
必要なもの	せいかつはいすいたいさくか じようかそうほしゆてんけんぎょうしゃ かくにん 生活排水対策課又は浄化槽保守点検業者へご確認ください。	

### 25 し尿のくみ取りを依頼されていた方

せいかつかんきょうか  
生活環境課 (クリーンセンター)

えいせいかんきょうかかり  
衛生環境係

☎ 025-520-5815

お手続き	めいぎへんこう はいし 名義変更または廃止	お手続きの目安 15日以内
お手続きできる方	どうきよ かつ いぞく 同居していた方、ご遺族など	
必要なもの	せいかつかんきょうか かくにん 生活環境課へご確認ください。	

### 26 ガス水道の契約をされていた方

ガス水道局

りようきん  
料金センター

☎ 025-522-7030

対象となる方	な ほう 亡くなられた方がガス水道契約者として登録されている方	お手続きの目安 15日以内
お手続き	めいぎへんこう しようちゆうし 名義変更または使用中止	
必要なもの	すいどうきょくりようきん かくにん ガス水道局料金センターへご確認ください。	

### 27 土地や家屋を所有している方

ほうむきょくじようえつしきょく  
法務局上越支局

☎ 025-525-4181

お手続き	しよゆうけんいてんとうき 所有権移転登記	お手続きの目安 期限はありませんが、 令和6年4月1日からは 3年以内に行うことが 義務化されます。
お手続きできる方	とち かおく そうぞく かつ 土地や家屋を相続した方	
必要なもの	にいがたちほうほうむきょくじようえつしきょく かくにん 新潟地方法務局上越支局へご確認ください。	